（継続組合の前提に関する注記）

第百四十条　継続組合の前提に関する注記は、事業年度の末日において、組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続組合の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　当該重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しているか否かの別

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百四十一条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～四　（略）

五　引当金（法第十五条の十九第一項に規定する価格変動準備金を含む。）の計上基準

六～九　（略）

十　計算書類等に記載し、又は記録した金額の端数処理の方法

十一　その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

2　（略）

（会計方針の変更に関する注記）

第百四十一条の二　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、第百四十九条各号のいずれにも該当しない組合については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

一・二　（略）

三　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（第百四十一条の四に規定する会計上の見積りの変更をいう。）と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　計算書類等の主な項目に対する影響額

ロ・ハ　（略）

（表示方法の変更に関する注記）

第百四十一条の三　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法（計算書類等の作成に当たって採用する表示の方法をいう。以下同じ。）を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）

（継続組合の前提に関する注記）

第百四十条　継続組合の前提に関する注記は、事業年度の末日において、組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続組合の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　当該重要な不確実性の影響を決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。）に反映しているか否かの別

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第百四十一条　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、決算書類（事業報告及びその附属明細書を除く。以下第百四十一条の五までにおいて同じ。）の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他決算書類の作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一～四　（略）

五　引当金（法第十五条の十二第一項に規定する価格変動準備金を含む。）の計上基準

六～九　（略）

十　決算書類に記載し、又は記録した金額の端数処理の方法

十一　その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

2　（略）

（会計方針の変更に関する注記）

第百四十一条の二　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、第百四十九条各号のいずれにも該当しない組合については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

一・二　（略）

三　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る決算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更（第百四十一条の四に規定する会計上の見積りの変更をいう。）と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　決算書類の主な項目に対する影響額

ロ・ハ　（略）

（表示方法の変更に関する注記）

第百四十一条の三　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法（決算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。以下同じ。）を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一・二　（略）